

新たに「新予防給付」と「地域支援事業」 介護予防に向けた2つの取り組み

介護保険制度を運営し続けるため制度の改正をし、要介護度の区分を6段階から7段階に改め、高齢者が元気で介護や支援を必要としないように予防や支援事業を行ないます。

要介護度の認定区分が 6段階から7段階へ

介護予防の取組みは、介護を必要とする状態の悪化を防止するために有効な手段です。

今回の改正では要支援を要支援1に、また、要介護1の認定を2つに分け、要支援2と要介護1とします。要支援2とは、新予防サービスの利用で要介護状態の維持・改善の可能性がある人です。要支援1・2の人には、それぞれの状態に合わせた身体機能向上サービスを実施していきます。

目標支援型

「新予防給付」サービス

生活機能の低下を防ぐための運動器の機能向上などを含む「目標指向型」の内容となります。軽度認定者の必要とする介護状態の軽減や状態の維持を目的とした事業です。要支援1、要支援2と認定された人を対象に、生活機能の維持・向上

の観点から、本人の状態に応じた介護予防サービス計画を地域包括支援センターが作成します。

要支援者と要介護者への提供するサービスは分けられますが、サービス内容は、一部を除いてほぼ同様のメニューが整備されます。

特定高齢者を対象とする 「地域支援事業」

要介護状態になるおそれのある高齢者（特定高齢者）を対象に生活機能の維持・向上にむけた集中的な予防サービスを提供します。

具体的には、生活機能の低下している高齢者を健康診査や保健師の訪問などで把握し、地域包括支援センターが対象者かどうかを選定します。対象者には介護予防計画を作成し、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり・うつ・認知症の予防などにつながる事業を行ないます。

サービス早見表

問い合わせ先
在宅介護支援センター内
介護高齢係(31)2512

① 介護サービス

今まで同様に、居宅介護支援事業者が、利用者の意向や介護状態に応じた介護プランを作成します。

訪問サービス <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 	地域密着型サービス <ul style="list-style-type: none"> 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 <p>など</p>
通所サービス <ul style="list-style-type: none"> 通所介護 通所リハビリテーション 	施設サービス <ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設
短期入所サービス <ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護 短期入所療養介護 	その他のサービス <ul style="list-style-type: none"> 特定施設入居者生活介護 特定福祉用具販売 福祉用具貸与 <p>など</p>

② 介護予防サービス

地域包括支援センターで利用者と話し合いながら、利用者の状況にあった介護予防サービス計画を作成します。

訪問サービス <ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 	通所サービス <ul style="list-style-type: none"> 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション
短期入所サービス <ul style="list-style-type: none"> 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 	その他のサービス <ul style="list-style-type: none"> 介護予防特定施設入居者生活介護 特定介護予防福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 <p>など</p>

③ 介護予防事業

通所型介護予防事業
○介護予防を目的に通所により事業を行ないます。
●運動器の機能向上
●栄養改善
●口腔機能の向上
など

訪問型介護予防事業
○保健師などが、閉じこもり、うつ等のある方を訪問し、必要な相談・指導を行います。
●生活管理指導員派遣事業
など

④ 一般高齢者事業

○すべての高齢者が利用できる事業です。
●介護予防教室
●健康教育、健康相談

身近な相談窓口 地域包括支援センター

在宅介護支援センターを地域包括支援センターに移行
高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターを設置します。当町では、在宅介護支援センターを地域包括支援センターに移行し、高齢者の保健福祉に関する総合相談や介護予防についてのマネジメントなどを行ないます。

○設置の目的
高齢者が地域で自立した日常生活を送ることができるように支援する中核機関として設置します。

○センターが行う事業 介護予防マネジメント

介護保険認定者のうち要支援と認定された人に介護予防サービス計画を作成します。この計画に基づいて介護予防サービスが利用できます。また、特定高齢者の人には介護予防計画を作成します。特定高齢者もこの計画に基づいて介護予防事業が利用できます。総合的な相談・支援・権利擁護すべての高齢者とその家族のみならずの相談窓口となります。包括的・継続的ケアマネジメントの実施
高齢者への包括的、継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメントネットワークづくりの支援をします。

あなたの受けられるサービスは？

